

情報公開や個人情報の開示を請求するには

情報公開を
求めたいのですが
どうすれば
いいのですか？



! 情報公開などは
誰でも求めることができます！

情報公開（行政文書の開示）を請求できます！

書面又はe-Gov電子申請システムが利用できます。

自分の個人情報の開示を請求できます！

書面又はe-Gov電子申請システムが利用できます。

①書面による提出

「**行政文書開示請求書**」に必要な事項を記載して、情報公開窓口へ直接提出又は送付してください。行政文書開示

請求書は、国税庁ホームページの「**情報公開**」コーナーからダウンロードできます。

②e-Gov電子申請システムによる提出

「e-Gov電子政府の総合窓口 (www.e-gov.go.jp) の画面において、手続検索に「開示請求国税庁」と入力し、検索を実行します。表示された手続の一覧から「**行政文書開示請求書の提出 (国税庁)**」を選択し、必要事項を入力して送信してください。

e-Gov電子申請システムの画面
e-Govホームページ (www.e-gov.go.jp)

* 開示請求手数料：行政文書1件につき300円
(e-Gov電子申請システムによる申請の場合は200円)

開示請求書の提出

①書面による提出

「**保有個人情報開示請求書**」に必要な事項を記載して、個人情報保護窓口へ直接提出又は送付してください。保有

個人情報開示請求書は、国税庁ホームページの「**個人情報の保護**」コーナーからダウンロードできます。開示を請求する場合は、本人確認書類が必要です。

②e-Gov電子申請システムによる提出

「e-Gov電子政府の総合窓口 (www.e-gov.go.jp) の画面において、手続検索に「開示請求国税庁」と入力し、検索を実行します。表示された手続の一覧から「**保有個人情報開示請求書の提出 (国税庁)**」を選択し、必要事項を入力して送信してください。

なお、本人確認のため、電子署名手続により、電子証明書の添付が必要となります。

* 開示請求手数料：保有個人情報が記録されている行政文書1件につき300円
(e-Gov電子申請システムによる申請の場合は200円)

行政文書開示請求書を受けて、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、通知されます。

開示決定通知書の受領

保有個人情報開示請求書を受けて、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、通知されます。

開示決定の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示決定通知書に記載された開示の実施の方法を選択して、「**行政文書の開示の実施方法等申出書**」を情報公開窓口へ書面又はe-Gov電子申請システムにより提出し、開示の実施を申し出てください。なお、開示実施手数料の納付が必要となります。

開示の実施

開示決定の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示決定通知書に記載された開示の実施の方法を選択して、「**保有個人情報の開示の実施方法等申出書**」を個人情報保護窓口へ書面又はe-Gov電子申請システムにより提出し、開示の実施を申し出てください。

* 決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して不服申立てをすることができます。

* 決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して不服申立てをすることができます。



注) ホームページの画面は平成21年3月現在のものです。